

第十六号の三書式(第四十二条関係)

報 酬 支 払 簿

氏 名													
計 算 期 間	船 名	職 務	報 酬 額				控 除 額			現 金 支 給 額	家 族 渡 額	支 払 月 日	領 収 印
			給 料	割 増 手 当	そ の 他 の 報 酬	合 計	租 税 船 員 保 険 料 そ の 他	立 替 金	合 計				

記載心得

- 1 給料は、歩合制によるときは、船員法第58条第1項の雇入契約に定める一定額を記載すること。
- 2 領収印は、これを得られないときは、受領書をもつて代えることができる。
- 3 船員が旧姓併記を希望する場合は、氏と名の間に括弧を付した上で、旧姓を記載すること。